

山形県自転車ネットワーク計画策定検討会規約 新旧対照表

現 行	改 正 後
山形県自転車ネットワーク計画策定検討会規約	山形県自転車ネットワーク計画策定検討会規約
(名称) 第1条 本会は、山形県自転車ネットワーク計画策定検討会 (以下、「検討会」という。)と称する。	(名称) 第1条 本会は、山形県自転車ネットワーク計画策定検討会 (以下、「検討会」という。)と称する。
(目的) 第2条 検討会は、山形県自転車活用推進計画に基づき、同 計画に掲げた目標1、2、3の具体的な取組みとして位置 付けた“山形県自転車ネットワーク計画”を検討すること を目的とする。	(目的) 第2条 検討会は、山形県自転車活用推進計画に基づき、同 計画に掲げた目標1、2、3の具体的な取組みとして位置 付けた“山形県自転車ネットワーク計画”を検討すること を目的とする。
(検討事項) 第3条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 広域的なサイクリングモデルルートの設定、整備方 針に関する事項 (2) サイクルツーリズムの推進に関する受入環境の整備 方針に関する事項 (3) その他、目的を達成するために必要な事項	(検討事項) 第3条 検討会は、次に掲げる事項を検討する。 (1) 広域的なサイクリングモデルルートの設定、整備方 針に関する事項 (2) サイクルツーリズムの推進に関する受入環境の整備 方針に関する事項 (3) その他、目的を達成するために必要な事項
(構成) 第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。 3 委員の途中退任における補欠委員の任期は、前任者 の残任期とする。	(構成) 第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。 2 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。 3 委員の途中退任における補欠委員の任期は、前任者 の残任期とする。
(役員) 第5条 検討会に会長を置き、委員の互選によって決定す る。 2 会長は、会務を総括する。 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する 委員が、その職務を代理する。	(役員) 第5条 検討会に会長を置き、委員の互選によって決定す る。 2 会長は、会務を総括する。 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する 委員が、その職務を代理する。
(招集) 第6条 検討会の会議は、会長が招集する。 2 会長は必要があると認めるときは、委員外の者 に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を 行うことを求めることができる。	(招集) 第6条 検討会の会議は、会長が招集する。 2 会長は必要があると認めるときは、委員外の者 に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を 行うことを求めることができる。
(公開) 第7条 検討会は原則として公開とし、検討会資料及び議事 要旨は検討会後にホームページ等にて公表する。ただし、	(公開) 第7条 検討会は原則として公開とし、検討会資料及び議事 要旨は検討会後にホームページ等にて公表する。ただし、

特段の理由があるときは会議を非公開にすることができる。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、別表に掲げる事務局員をもって構成する。

2 事務局は、庶務及び検討会の方針に基づく検討会関係者ならびに各団体等と横断的な調整を担う。

(規約の改正)

第9条 本規約に変更の必要が生じた時は、検討会に諮って変更するものとする。

附則

本規約は令和元年10月28日から施行する。

特段の理由があるときは会議を非公開にすることができる。

(事務局)

第8条 検討会の事務局は、別表に掲げる事務局員をもって構成する。

2 事務局は、庶務及び検討会の方針に基づく検討会関係者ならびに各団体等と横断的な調整を担う。

(規約の改正)

第9条 本規約に変更の必要が生じた時は、検討会に諮って変更するものとする。

附則

本規約は令和元年10月28日から施行する。

附則

本規約は令和2年8月7日から施行する。

第4条別表			第4条別表		
山形県自転車ネットワーク計画策定検討会 委員名簿 (敬称略・五十音順)			山形県自転車ネットワーク計画策定検討会 委員名簿 (敬称略・五十音順)		
氏名	役職等	備考	氏名	役職等	備考
あかまだいしろう 赤間大志郎	山形鉄道株式会社 総務部長		あかまだいしろう 赤間大志郎	山形鉄道株式会社 総務部長	
<u>いしいしんご</u> <u>石井真吾</u>	国土交通省 山形河川国道事務所 副所長		<u>たぐちひでみ</u> <u>田口秀美</u>	国土交通省 山形河川国道事務所 副所長	
<u>おがわこうじ</u> <u>小川広治</u>	山形県警本部 交通部 交通規制課長		<u>つかもとたかひろ</u> <u>塚本高弘</u>	山形県警本部 交通部 交通規制課長	
かとうもりまさ 加藤守匡	山形県立米沢栄養大学 健康栄養学部 教授		かとうもりまさ 加藤守匡	山形県立米沢栄養大学 健康栄養学部 教授	
かんだなおや 神田直弥	東北公益文科大学 公益学部 <u>学部長</u>		かんだなおや 神田直弥	東北公益文科大学 <u>学長</u>	
<u>さいとうなおき</u> <u>斎藤直樹</u>	山形県 観光文化スポーツ部 次長		<u>つちやのりあき</u> <u>土屋倫朗</u>	山形県 観光文化スポーツ部 次長	
すがのたかよし 菅野孝良	株式会社フジドリームエアラインズ 山形空港支店 支店長		すがのたかよし 菅野孝良	株式会社フジドリームエアラインズ 山形空港支店 支店長	
すずきけんいち 鈴木賢一	東北大学大学院 経済学研究科 教授		すずきけんいち 鈴木賢一	東北大学大学院 経済学研究科 教授	
つとうまちこ 津藤真知子	株式会社もがみ物産館 専務取締役		つとうまちこ 津藤真知子	株式会社もがみ物産館 専務取締役	
ふくだなおこ 福田直子	公益社団法人山形県観光物産協会 DMO推進室 企画課長		ふくだなおこ 福田直子	公益社団法人山形県観光物産協会 DMO推進室 企画課長	
やましなさおり 山科沙織	The Hidden japan 代表		やましなさおり 山科沙織	The Hidden japan 代表	

第8条別表				第8条別表			
山形県自転車ネットワーク計画策定検討会 事務局名簿				山形県自転車ネットワーク計画策定検討会 事務局名簿			
機 関	部 局	役 職	備 考	機 関	部 局	役 職	備 考
国土交通省 東北地方整備局	山形河川国 道事務所	交通対策課長		国土交通省 東北地方整備局	山形河川国 道事務所	交通対策課長	
山形県	県土整備部	管理課長	事務局長	山形県	県土整備部	管理課長	事務局長
		道路整備課長				道路整備課長	
		道路保全課長				道路保全課長	
	観光文化ス ポーツ部	観光立県推進 課長			観光文化ス ポーツ部	観光立県推進 課長	
		<u>インバウン ド・国際交流 推進課長</u>				<u>イン・アウト バウンド進 課長</u>	
県警本部	交通規制課 課長補佐		県警本部	交通規制課 課長補佐			